

主 文

被告人を懲役 8 年に処する。

未決勾留日数中 1 0 0 日をもその刑に算入する。

押収してあるけん銃 1 丁（平成 1 4 年押第 5 0 号の 1 ）及びけん銃用実包 2 発（同押号の 2 ）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第 1 A（当時 3 1 歳）から現金 8 0 万円を借りていたものであるが、返済期日になっても返済できなかったことから、利息のカタとして自己が購入した普通乗用自動車を取り上げられた上、同人に同自動車のマフラーを無断で付け替えられたこと、母親を保証人にするよう求められたこと等から激高し、同人を殺害しようと思決意し、平成 1 4 年 3 月 3 0 日午前 4 時 3 0 分ころ、岡山県倉敷市 a 町 b 番地所在の c 公園野球場北東側駐車場において、法定の除外事由がないのに、同人に向けてその背後から実包を装てんした所携の 3 8 口径自動装てん式けん銃（平成 1 4 年押第 5 0 号の 1 ）で弾丸 2 発を発射し、もって、不特定若しくは多数の者の用に供される場所においてけん銃を発射し、そのうち 1 発を同人の後頭部に命中させたが、同人に全治約 2 週間を要する頭、頸部銃創の傷害を負わせたにとどまり、同人を殺害するに至らなかった

第 2 法定の除外事由がないのに、前記日時、場所において、前記自動装てん式けん銃 1 丁を、これに適合する実包 4 発（同押号の 2 はそのうちの 2 発）と共に携帯して所持するとともに、火薬類である前記実包 4 発をけん銃に使用することができるとして所持した

ものである。

なお、被告人は、同日午後 3 時 4 5 分ころ、岡山県 B 警察署に出頭し、前記けん銃及び前記実包のうちの 2 発（同押号の 2 ）を提出し、同署司法警察員らに自首し

たものである。

(証拠の標目)

略

(法令の適用)

被告人の判示第 1 の所為のうち、殺人未遂の点は刑法 203 条、199 条に、けん銃発射の点は包括して銃砲刀剣類所持等取締法（以下、「銃刀法」という。）31 条、3 条の 13 本文に、判示第 2 の所為のうち、けん銃を所持し、当該けん銃を適合けん銃実包と共に携帯した点は同法 31 条の 3 第 2 項、第 1 項、3 条 1 項に、けん銃実包所持の点は同法 31 条の 8、3 条の 3 第 1 項、同法施行規則 3 条の 2 に、火薬類所持の点は火薬類取締法 59 条 2 号、21 条にそれぞれ該当するが、判示第 1 の殺人未遂とけん銃発射は 1 個の行為が 2 個の罪名に触れる場合であり、判示第 2 のけん銃加重所持とけん銃実包所持と火薬類所持は 1 個の行為が 3 個の罪名に触れる場合であるから、それぞれ刑法 54 条 1 項前段、10 条により 1 罪として、判示第 1 については重い殺人未遂罪の刑で、判示第 2 については最も重いけん銃加重所持の罪の刑で処断することとし、判示第 1 の罪について所定刑中有期懲役刑を選択し、判示第 2 の罪について、被告人はその所持に係るけん銃を適合けん銃実包と共に提出して自首したものであるから、銃刀法 31 条の 5、刑法 68 条 3 号により法律上の減輕をし、以上は同法 45 条前段の併合罪であるから、同法 47 条本文、10 条により重い判示第 1 の罪の刑に同法 14 条の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役 8 年に処し、同法 21 条を適用して未決勾留日数中 100 日をその刑に算入することとし、押収してあるけん銃 1 丁（平成 14 年押第 50 号の 1）は判示第 2 のけん銃加重所持の犯罪行為を組成した物で、けん銃用実包 2 発（同押号の 2）は判示第 2 のけん銃実包所持及び火薬類所持を組成した物で、いずれも被告人以外の者に属しないから、それぞれ同法 19 条 1 項 1 号、2 項本文を適用していずれも没収することとする。

(量刑の理由)

本件は、けん銃を発射して人を殺そうとしたが未遂に終わったという殺人未遂、けん銃発射、けん銃加重所持、適合実包所持、火薬類所持の事案である。

被告人は、適合実包を装てんしたけん銃を用意して犯行現場に赴き、被害者の背後から続けて2発もけん銃を発射し、後頭部に命中させたものであるが、幸いにして被害者が一命を取りとめたのは、弾丸が当たった場所がたまたま頭蓋骨の中で最も固い後頭隆起であって、そのため弾丸が弾かれて頭蓋骨を貫通して脳を傷つけることにはならず、下方に進んで行き、更にその弾丸がたまたま頸動脈から約2センチメートル離れた僧帽筋膜内で止まったという偶然の事情が重なったからであって、致命的な結果にならなかったのはまさに奇跡的としかいいようがない。また、犯行現場は新興住宅等の建っている地域にあるc公園野球場北東側に位置する、165台の自動車を収容可能な駐車場であり、24時間開放状態となっていたのであるから、午前4時30分ころとはいえ、かかる場所でけん銃を発砲すること自体の危険性も軽視できない。さらに、被告人は、けん銃で撃った後も、逃げる被害者を車で執拗に追いかけて、暴力を加えたこと、被告人が所持していた実包数は4発と少なくないこと、被告人の借金の処理に関してもめ事があったとはいえ、到底、判示の殺害に及ぼうとする行為を正当化するものとはいえないこと、当初は、威嚇のために空に向けて撃った際の跳弾が当たったのだらうなどと不合理的な弁解をしていたこと、被害弁償をしていないことなども考え併せると、犯情は悪質である。加えて、被告人は、暴力団構成員であるところ、本件はもめ事を暴力によって解決しようとして、けん銃を用いて敢行された暴力団特有の思考に基づく犯罪であること、被告人には罰金前科1犯があることなどからすると、その刑事責任は重い。

他方、被告人は自首していること、被告人は、被害者から80万円の利息のカタとして大事に思っていた相当価値のある中古自動車を取り上げられた上、更に金員の返済を迫られたことから、当初は被害者と話し合っていたが、母親を保証人に立てるよう迫られたり、更には前記自動車のマフラーを無断で取り替えられたり、車体に傷を付けられていたのに気付いたり、被害者が携帯電話によって第三者に被告

人の借金のことや、母親に保証人になってもらうことなどを話していると聞こえたこと等により激高して犯行に及んだものであって、被害者側にも問題が全くないとはいえないこと、被害感情が厳しくないこと、犯行後はともかくも被害者を病院に連れて行くよう手配していること、反省して正業に就くことを誓っており、母親も更生に協力することを約束していること、今回が初めての懲役となることなど、被告人に有利に斟酌すべき事情も認められる。

以上の点を考慮して、主文の刑が相当であると判断した。

平成14年9月11日

岡山地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 榎 本 巧

裁判官 中 川 綾 子

裁判官 足 立 堅 太

